

基礎・境界ならびにNOLTAソサイエティ シニア会員推薦委員会およびシニア会員候補者選出規程

(平成 21 年 9 月 1 日 制定)

(平成 23 年 12 月 14 日 一部改正)

(平成 26 年 6 月 25 日 一部改正)

(平成 28 年 4 月 15 日 一部改正)

(令和 6 年 4 月 21 日 一部改正)

(令和 6 年 6 月 30 日 一部改正)

(趣旨)

第 1 条 本選出規程は、「電子情報通信学会のシニア会員推薦規程」(以下「本会推薦規程」と称す)に従って提出されたシニア会員申請書を審査し、シニア会員候補者を公正に選出し、基礎・境界ソサイエティならびに NOLTA ソサイエティ(以下「本ソサイエティ」と称する)より電子情報通信学会のシニア会員審査委員会に推薦することを目的とする。

(シニア会員推薦委員会)

第 2 条 本ソサイエティ内に、シニア会員申請書を審査する為のシニア会員推薦委員会(以下「委員会」と称する)を設置する。

2 委員会は、本ソサイエティに提出されたシニア会員申請書を本会推薦規程により審査し、本ソサイエティ推薦のシニア会員候補者を選出する。

3 委員会の審査過程の情報は非公開とする。

4 理事会で承認されるまでは、シニア会員候補者は非公開とする。

5 委員会は、会員からのフェロー推薦受付締切日における、ESS 会長、ESS 次期会長、NLS 会長、NLS 次期会長および、ESS 会長が任命する 10 名のフェローによって構成されるものとする。また ESS 会長が必要と認める場合には、1~2 名の必ずしもフェローに限らない委員を新たに指名・追加することが出来る。なお、この委員会の構成員は、フェロー推薦委員会のそれと同一のものとして良い。

6 委員会は、5 名以上の出席者によって成立するものとする。ただし出席者数には委任状も計上されるものとする。

7 委員会委員の構成は、委員会発足前に ESS-NLS 共同運営委員会で承認を得るものとする。

8 ESS 会長、ESS 次期会長、NLS 会長および NLS 次期会長のシニア会員推薦委員会委員の任期満了日は、ESS ならびに NLS におけるそれぞれ役職の任期満了日までとする。それ以外の委員会委員の任期は 1 年とす

る。ただし、フェロー資格を持つ委員は任期 2 年とする。任期の途中で委員を退任した場合、後任の委員の任期は前任の委員の任期末までとする。再任は、退任後 2 年間を経過すれば可とする。

9 ESS 会長は委員会を召集し、その委員長となる。

(委員会の業務)

第 3 条 委員会は、その目的を遂行するために次の業務を行う。

2 シニア会員申請者（以下「シニア申請者」と称する）が、本会推薦規程第 2 条による有資格者であるかどうかの審査。

3 シニア申請者が、本会推薦規程第 6 条の条件に合致するかどうかの審査。

4 推薦者が、本会推薦規程第 4 条による有資格者であるかどうかの審査。

5 シニア会員候補者の決定とシニア会員審査委員会への推薦。

(業務の手順)

第 4 条 本規程第 3 条で定めた業務を行う手順は、つぎのとおりとする。

2 シニア会員を申請するソサイエティ会員は、Web によって自己申告により申請書を提出する。

3 シニア会員候補者の数は、既存のシニア会員数との和が基礎・境界ならびに NOLTA ソサイエティ会員数の 10%を越えないよう調整するものとする。

4 シニア会員候補者リスト（様式指定）および関係書類一式をシニア審査委員会に 10 月 15 日までに送付する。

(運営委員会委員からの助言)

第 5 条 委員会は、シニア会員候補者の選出に当たり、ESS-NLS 共同運営委員会委員からの助言を求めることができる。

(シニア会員審査委員)

第 6 条 理事会の下に設置されるシニア会員審査委員会において本ソサイエティを代表する委員には、ESS 次期ソサイエティ会長が就くものとする。

(事務担当者)

第 7 条 委員会に関する事務的手続きは ESS 庶務幹事ならびに事務局が行う。なお、事務担当者は委員会に

出席できる。

(規程の改正)

第8条 本規程の改正は、ESS-NLS 共同運営委員会の承認を得るものとする。

(施行)

第9条 本規程は令和6年6月30日から施行する。